平成2	6年9月	日
-----	------	---

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

異議申立人	
住所	
rt 6	r'n
氏名	削

平成26年8月22日付け国都政第36号で補正を命じられた事項について、下記のとおり補正します。

記

- 1. 事業によって生活上の利益および人格権を失う可能性がある地域に居住することを証する資料は、住所を記載した異議申立書(提出済)及び本補正書であり、また、「異議申立の補正について」を郵送された配達証明にても証明済
- 2. 事業によって生活上の利益および人格権を失う可能性があることを以下に記載します。
 - * 社会保障政策に必要な予算は不足しているのは明らかである。他方、人口減少、高齢化は、 車減少社会をもたらしている。また、若年層の車離れが指摘されている。そんな状況にあ りながら、外環道路16kmに約1兆3千億円もの巨費を使うのは、税金の無駄遣いであ る。
 - * 将来交通量予測及び費用便益は首都圏1都3県の道路を対象として計算したと国は述べている。数分、数秒の走行時間短縮のための約1兆3千億円は、巨大な道路建設で過剰投資である。
 - * 将来世代には、年金の仕組みを支えること、放射性廃棄物の処理、1000 兆円の借金返済などが押し付けられると聞いています。外環道路の建設費にも税金が使われます。これ以上、将来世代に負荷をかけるようなことはやめてください。

	平成	2	6年	9月]	日
--	----	---	----	----	---	---

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

異議申立人	
住所	
氏名	臼

平成26年8月22日付け国都政第36号で補正を命じられた事項について、下記のとおり補 正します。

記

- 1. 事業によって生活上の利益および人格権を失う可能性がある地域に居住することを証する資料は、住所を記載した異議申立書(提出済)及び本補正書であり、また、「異議申立の補正について」を郵送された配達証明にても証明済
- 2. 事業によって生活上の利益および人格権を失う可能性があることを以下に記載します。
 - * 行政事件訴訟法第9条2項や小田急訴訟(H17.12.7最高裁判決)に照らして、環境影響評価法の対象地域である関係7区市の住民は不服申立適格を有すると考えられる。
 - * 工事中の地盤変容や、完成後の地下水脈の変化による地盤沈下の可能性があり、被害補償がされるのか不安であり、おびえて暮らしている。
 - * 地下水汚染による飲料水汚染、地下水枯渇により生態系など地域環境悪化のおそれがある。
 - * 大深度地下地域の周辺も地価の評価額が下がる可能性がある。
 - * インターチェンジ、ジャンクションの近くでは、工事中や供用後に、騒音、振動、低周波振動、排気ガスによる健康被害のおそれがある。また、換気塔の周辺では低周波振動や大気汚染による健康被害が発生するおそれがある。
 - * インターチェンジ、ジャンクションからの車が近くの都市計画道路や生活道路に入ってくることにより、交通事故の増加や、騒音、振動、排気ガスによる健康被害のおそれがある。
 - * 地下トンネルにより地震波が乱され、揺れが大きくなり家屋損壊の可能性が高まる。
 - * 人口減少、高齢化は、車減少社会にもかかわらず、外環道路16kmに約1兆3千億円もの巨費を使うのは、税金の無駄遣いである。

平成26年9月 日	平成2	6年9) 月	日
-----------	-----	-----	-----	---

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

異議申立人 住所	
氏名	_
平成26年8月22日付け国都政第36号で補正を命じられた事項について、正します。	下記のとおり補
記	
1. 事業によって生活上の利益および人格権を失う可能性がある、事業区域に権利または、事業区域に居住することを証する資料を提出します。	川を有すること、
権利を有する資料:	

2. 事業によって生活上の利益および人格権を失う可能性があることを以下に記載します。

居住することを証する資料:住所を記載した異議申立書(提出済)及び本補正書

なお、「異議申立の補正について」を郵送された配達証明にても証明済

- *工事中の地盤変容や、完成後の地下水脈の変化による地盤沈下の可能性があり、被害補償が されるのか不安であり、おびえて暮らしている。
- * 地下水汚染による飲料水汚染、地下水枯渇による生態系など地域環境悪化のおそれがある。
- *都市計画決定時点で、すでに地価評価が低下している。今後は、さらに低下する可能性がある。風評被害を含め、補償が必要である。無償での使用は認められない。
- *大深度部では、地上への影響はないと言いながら、先買い権があるといい、また現在も供用後も建築制限がかかるという。補償するのが当然である。
- *インターチェンジ、ジャンクション、ランプ部及び大深度地域は、環境影響評価の対象地域であり、振動・騒音・低周波振動、排気ガスなど様々な環境影響を受けるおそれがある。行政事件訴訟法第9条2項や小田急訴訟(H17.12.7最高裁判決)に照らして、環境影響評価法の対象地域である関係7区市の住民は不服申立適格を有すると考えられる。

平成2	6年9	月 日
-----	-----	-----

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

異議申立人	
住所 _	
氏名	EΠ
八名 _	⊢lı

平成26年8月22日付け国都政第36号で補正を命じられた事項について、下記のとおり補正します。

記

- 1. 事業によって生活上の利益および人格権を失う可能性がある、事業区域に権利を有することを証する資料を提出します。
 - ・固定資産税・都市計画税についての納税通知書のコピー
 - ・登記簿謄本又は抄本のコピー
 - ・権利書のコピー
 - ・使用貸借契約書のコピー
 - ・ 賃貸借契約書のコピー
 - その他(
- 2. 事業によって生活上の利益および人格権を失う可能性があることを以下に記載します。
 - *工事中の地盤変容や、完成後の地下水脈の変化による地盤沈下の可能性があり、被害補償が されるのか不安であり、おびえて暮らしている。
 - * 地下水汚染による飲料水汚染、地下水枯渇による生態系など地域環境悪化のおそれがある。
 - *都市計画決定時点で、すでに地価評価が低下している。今後は、さらに低下する可能性がある。風評被害を含め、補償が必要である。無償での使用は認められない。
 - *大深度部では、地上への影響はないと言いながら、先買い権があるといい、また現在も供用後も建築制限がかかるという。補償するのが当然である。
 - *インターチェンジ、ジャンクション、ランプ部及び大深度地域は、環境影響評価の対象地域であり、振動・騒音・低周波振動、排気ガスなど様々な環境影響を受けるおそれがある。行政事件訴訟法第9条2項や小田急訴訟(H17.12.7最高裁判決)に照らして、環境影響評価法の対象地域である関係7区市の住民は不服申立適格を有すると考えられる。

平成26年9月 日	平成2	6年9) 月	日
-----------	-----	-----	-----	---

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

国都政第36号で補正を求められた異議申立人	
住所	
氏名	

下記の処分に対して平成26年5月に提出した異議申立書についての口頭での意見陳述については、「口頭での意見陳述を申し述べます」に変更します。

異議申し立てに関わる処分

平成 26 年国土交通大臣が行った、2014 年(平成 26 年)3 月 28 日付の 国土交通省告示第三百九十六号

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律八十七号。以下、「法」という) 第十六条の規定に基づき使用を認可した処分。